

鳥取県公報

平成 24 年 12 月 28 日(金) 号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次 ◇ 教委規則 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(7)(教育総務課)・・・・・・2 鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則(6)(総務課)・・・・・・・・5 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(7)(交通企画課)・・・・・・・6 ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(20)(給与課)・・・・・・・・・7 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する 規則の一部を改正する規則(21)(")・・・・・・・・・・・・・・・9 平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 ◇ 企業局管 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(4)(経営企画課)・・・・11 理規程 ◇ 病院局管 鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程(4)(総務課)・・・・・・・・・・・12 理規程 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(5)(")・・・・15

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 子

改正前

鳥取県教育委員会規則第7号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

改正後

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

\$ 2 8	, <u> </u>
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)
現業職給料表	現業職給料表
略	略
備考 この表に定める給料月額に <u>1,000分の960</u> を乗	備考 この表に定める給料月額に <u>1,000分の978</u> を乗
じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたと	じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたと
きはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数	きはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数
が生じたときはこれを100円に切り上げるものと	が生じたときはこれを100円に切り上げるものと
する。)を給料月額とする。	する。)を給料月額とする。

(現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成24年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 附則 附則 (施行期日) (施行期日) 1 略 1 略 (経過措置) (経過措置)

- である職員(以下「特定職員」という。) に対する 第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関す る規則別表第1の規定の適用については、平成27年 3月31日までの間、同表の備考の規定中「1,000分 の960 とあるのは、「1,000分の968」とする。
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。) の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のう
- 2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給まで2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給まで である職員(以下「特定職員」という。) に対する 第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関す る規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定 の適用については、平成27年3月31日までの間、同 表の備考の規定中「1,000分の978」とあるのは、 「1,000分の986」とする。
 - 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。) の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のう ち、同日において第2条の規定による改正前の現業 ち、同日において第2条の規定による改正前の現業

職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 職務の級が1級又は2級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないものアに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)をイに掲げる額から控除した額に1,000分の982を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
 - ア その者の<u>職務の級及び号給に応じ、現業職員</u> の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (平成24年鳥取県教育委員会規則第7号。以下 「改正規則」という。)第1条の規定による改 正前の現業職員の給与に関する規則別表第1 (改正規則第2条の規定による改正前の前項の 規定により読み替えて適用する場合を含む。) に定める給料月額
 - イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額(同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額)に1,000分の978(特定職員にあっては、1,000分の986)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
- (2) 職務の級が3級である職員であって、アに掲 げる額がイに掲げる額に達しないもの イに掲げ る額
 - ア その者の受ける給料月額
 - イ その者が施行日の前日において受けていた給料の月額から1万円を控除した<u>額に1,000分の982を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>

職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 職務の級が1級又は2級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しない<u>こととなる</u>もの <u>イに掲げる額から、</u>アに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を控除した額
 - ア その者の受ける給料月額

- イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額(同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額)に1,000分の978(特定職員にあっては、1,000分の986)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
- (2) 職務の級が3級である職員であって、アに掲 げる額がイに掲げる額に達しない<u>こととなる</u>もの イに掲げる額
 - ア その者の受ける給料月額
 - イ その者が施行日の前日において受けていた給 料の月額から1万円を控除した額

4 • 5 略	4・5 略
(雑則)	(雑則)
6 略	6 略

号外第122号

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

平成24年12月28日 金曜日 鳥 取 県 公 報

公安委員会規則

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会運営規則(昭和29年鳥取県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次の表の以正前の欄に拘りる死足を向表の以正後の欄 改正後	改正前
7. = 2	2. = n.
(定例会議)	(定例会議)
第4条 定例会議は、毎月4回定例日時に開くものと	第4条 定例会議は、毎月4回定例日時に開くものと
し、委員長がこれを招集する。ただし、委員会にお	し <u>委員長</u> がこれを招集する。
いて開かないと決定したときは、この限りでない。	
2 委員長は、定例会議を招集するときは、開催日の	
前日までに、その日時及び場所を委員及び本部長に	
<u>通</u> 知しなければならない。	
(臨時会議)	(臨時会議)
第5条 臨時会議は、臨時必要がある場合に委員長が	第5条 臨時会議は、臨時必要がある場合に委員長が
これを招集する。	これを招集する。
2 委員長は、臨時会議を招集するときは、開催日の	
前日までに、その日時及び場所を委員及び本部長に	
<u>通知しなければならない。</u>	
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
(会議録)	(会議録)
第10条 略	第10条 略
2 会議録は、警察本部警務部総務課公安委員会補佐	2 会議録は、警察本部総務課において調製し、保存
室(以下「公安委員会補佐室」という。)において	する。
調製し、保存する。	
(庶務)_	<u>(事務処理)</u>
第11条 委員会の <u>庶務</u> は、 <u>公安委員会補佐室</u> でこれを	第11条 委員会の <u>事務</u> は、 <u>警察本部総務課</u> でこれを行
行う。	う。
以	

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(高速自動車国道等における権限)	(高速自動車国道等における権限)
第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属す	第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属す
る事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取	る事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取
県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせ	県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせ
る。	る。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 一般国道373号(自動車専用道路の区間に限	(3) 一般国道373号(<u>駒</u> 帰インターチェンジから
る。)	<u>智頭インターチェンジまでの間における</u> 自動車専
	用道路 <u>及び岡山県境から駒帰インターチェンジま</u>
	<u>で</u> の区間に限る。)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

火火 キ	時なかの気	豆八	管理職手	当月額
給料表	職務の級	区分	再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表			121, 400円	105, 200円
	8級	2種	87,600円	74, 400円
	7級	2種	82,500円	67, 900円
		3種	66,000円	54, 300円
		4種	57,800円	47,500円
	6級	3種	62,000円	47, 900円
		4種	54, 200円	41,900円
		5種	46,500円	35, 900円
公安職給料表	9級	2種	89,200円	78, 100円
	8級	2種	84,700円	72,000円
		3種	67,800円	57,600円
	7級	3種	66,600円	52, 200円
		4種	58,300円	45,700円
教育職給料表(1)	4級	3種	67,800円	63, 400円
		4種	59,400円	55, 500円
		5種	50,900円	47,600円
	3級	3種	65,800円	51,500円
		4種	57,500円	45, 100円
		特4種	50,100円	41,000円
		5種	49,300円	38, 700円
		6種	48,500円	37,800円
		7種	41,100円	32, 200円
	特2級	8種	33,800円	23, 700円
	2級	8種	32,400円	21,500円
教育職給料表(2)	4級	3種	65, 300円	61,800円
		4種	57, 200円	54, 100円
		5種	49,000円	46, 400円
	3級	3種	63,700円	50, 500円
		4種	55,800円	44, 200円
		特4種	48,500円	40, 200円

1	i	L	I	<u> </u>
		5種	47,800円	37, 900円
		6種	47,000円	37, 100円
		7種	39,900円	31,600円
研究職給料表	5級	1種	120,500円	91,600円
		2種	96, 400円	73, 300円
	4級	2種	83,500円	62, 100円
		3種	66,800円	49, 700円
		4種	58, 400円	43, 400円
医療職給料表(1)	4級	1種	135,500円	114,000円
		2種	108, 300円	91, 200円
		3種	86,700円	73,000円
	3級	2種	101,200円	76, 900円
		3種	80,900円	61, 500円
医療職給料表(2)	7級	2種	81,600円	69, 500円
		3種	65, 300円	55, 600円
	6級	3種	62,000円	49, 100円
		4種	54, 200円	43,000円
医療職給料表(3)	7級	2種	82, 300円	70,600円
		3種	65, 900円	56, 600円
	6級	3種	64,600円	49,600円
		4種	56,600円	43, 400円
		5種	48,500円	37, 200円
海事職給料表	5級	4種	60,500円	46, 500円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。 附則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部を改正す る規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則(平成20年鳥取県人 事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

人心及心以正由	改正	規定を同表の改正後の 後	11期(- 1417 公がたに		前	
表(第2条関 ア 公安職給			另	別表(第2条関係) ア 公安職給料表			
職務の級	号給	割合		職務の級	号給	割合	
7級				7級	21号給	10,000分の9,493	
					22号給	10,000分の9,496	
	23号給	<u>10,000分の9,322</u>			23号給	<u>10,000分の9,496</u>	
	24号給	<u>10,000分の9,323</u>			24号給	10,000分の9,499	
	25号給	<u>10,000分の9,324</u>			25号給	10,000分の9,499	
	26号給	<u>10,000分の9,325</u>			26号給	10,000分の9,501	
	27号給	<u>10,000分の9,326</u>			27号給	<u>10,000分の9,501</u>	
	28号給	<u>10,000分の9,330</u>			28号給	<u>10,000分の9,504</u>	
	29号給	<u>10,000分の9,330</u>			29号給	<u>10,000分の9,504</u>	
	30号給	10,000分の9,324			30号給	<u>10,000分の9,499</u>	
	I	l l		I	.		

イからカまで 略

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
6級	1 号給	<u>10,000分の9,326</u>
b m/z		

イからカまで 略

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
6級	1号給	<u>1,000分の950</u>

10,000分の9,494

31号給

ク略

附則

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第22号

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則(平成24年鳥取県人事委員会規則第4号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

める職員等)

第4条 略

2 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で 2 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で 定める額は、平成18年保障額とその者の職務の級及 び号給に応じて職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例(平成24年鳥取県条例第89号。以下 「平成25年1月改正条例」という。)第1条の規定 による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年 鳥取県条例第3号)別表第1から別表第6まで(平 成25年1月改正条例第5条の規定による改正前の平 成24年改正条例附則第2項の規定により読み替えて 適用する場合を含む。) に定める給料月額との差額 (当該差額が2万円を超えるときは2万円)の2分 の1に相当する額を平成18年保障額から控除した額 とする。

(平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定 | (平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定 める職員等)

第4条 略

定める額は、平成18年保障額と給料月額との差額 (当該差額が2万円を超えるときは2万円)の2分 の1に相当する額を平成18年保障額から控除した額 とする。

附則

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第4号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前			
別表第2(第14条、第14条の2関係)				ļ	別表第2(第14条、	第14条の2月	曷係)
組織	職	職務の級	管理職手当月額		組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	121,400円		本局	局長	9級	123,700円
		8級	87,600円				8級	89, 200円
	次長	8級	87,600円			次長	8級	89, 200円
	課長	7級	66,000円			課長	7級	67, 200円
		6級	62,000円				6級	63, 100円
事務所	所長	7級	66,000円		事務所	所長	7級	67, 200円
		6級	62,000円				6級	63, 100円

附 則

病院局管理規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 \mathbb{H} īĒ 駔

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程

鳥取県立中央病院院内保育施設設置運営規程(平成21年鳥取県病院局管理規程第1号)の全部を改正する。 (設置)

- 第1条 鳥取県立中央病院(以下「病院」という。)に勤務する職員の確保及び定着を図り、病院事業を健全に 運営するため、病院に児童の保育を行うための施設(以下「院内保育所」という。)を置く。
- 2 院内保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県立中央病院院内保育所	鳥取市江津730番地

(保育の種類)

- 第2条 院内保育所においては、次に掲げる保育を行う。
 - (1) 通常保育(第3号及び第4号に掲げる保育以外の保育であって、午前7時30分から午後7時まで(病院 の院長(以下「院長」という。)が必要と認めたときは、午後9時まで延長できるものとする。)の間に実 施されるものをいう。以下同じ。)
 - (2) 夜間保育(次号及び第4号に掲げる保育以外の保育であって、午後9時から翌日の午前7時30分までの 間に実施されるものをいう。以下同じ。)
 - (3) 一時保育(一時的な事情により保育が必要となった児童について通常保育が行われている時間に実施さ れる保育をいう。以下同じ。)
 - (4) 病児病後児保育 (病気の回復期等にある児童について通常保育が行われている時間に実施される保育を いう。以下同じ。)

(保育の対象)

- 第3条 院内保育所において保育を行う児童は、病院に勤務する職員の子のうち、次の各号に掲げる保育の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める子とする。
 - (1) 病児病後児保育以外の保育 生後57日から小学校就学の始期に達する日までの間にある子
 - (2) 病児病後児保育 生後57日から小学校第3学年を修了する日までの間にある子
- 2 前項の規定にかかわらず、院内保育所の定員に余裕があるときは、鳥取県病院局総務課に勤務する職員の子 のうち、同項各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子について保育を実施することがで きる。

(定員)

第4条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあっては15名と、病児病後児保育にあっては4名と する。

(開所日)

第5条 院内保育所の開所日は、1月4日から12月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法 律第178号)に規定する休日を除く。)とする。ただし、院長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれ を変更することができる。

(利用手続)

- 第6条 院内保育所を利用しようとする職員は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め る期限内に、院長が別に定める利用申込書を院長に提出しなければならない。ただし、一時保育を利用する場 合であって、やむを得ない事情があると院長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 通常保育及び夜間保育(以下「月極保育」という。) 利用しようとする日の属する月の前月の25日ま で
 - (2) 一時保育 利用しようとする日の前日まで
 - (3) 病児病後児保育 利用しようとする日の午前8時30分まで
- 2 一時保育又は病児病後児保育を利用しようとする職員は、あらかじめ、院長に利用の登録の申請をしなけれ ばならない。
- 3 院長は、前項の規定による申請があったときは、別に定めるところにより保育を行う子ごとに利用の登録を 行い、当該申請をした職員に通知するものとする。

(利用の決定)

- 第7条 院長は、前条第1項の規定により利用申込書の提出があったときは、利用の可否を決定し、当該申込書 を提出した職員に通知するものとする。
- 2 院長は、院内保育所の利用の申込みに係る子が次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事由 のいずれかに該当するときは、当該利用申込みに係る利用を拒否することができる。
 - (1) 月極保育
 - ア 疾病、身体虚弱、精神障害等により、保育が困難であると認められるとき。
 - イ 伝染性の疾患を有するとき、又はそのおそれがあるとき。
 - ウア及びイに掲げるもののほか、保育上支障があると認められるとき。
 - (2) 一時保育
 - ア 前条第3項の規定による利用の登録がされていないとき。
 - イ 前号アからウまでに掲げる事由に該当するとき。
 - (3) 病児病後児保育
 - ア 前条第3項の規定による利用の登録がされていないとき。
 - イ 第1号ア又はウに掲げる事由に該当するとき。

(利用の中止)

- 第8条 院長は、院内保育所で保育している子が前条第2項各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める 事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該子の保育を中止することができる。
- 2 月極保育を利用する職員は、院内保育所の利用を止めようとするときは、止める予定の日の1月前までに、 院長が別に定める退所届を院長に提出しなければならない。ただし、院長がやむを得ないと認めるときは、こ の限りでない。

(保育料)

- 第9条 院内保育所を利用する職員(以下「利用者」という。)は、別表に定める保育料を支払わなければなら ない。
- 2 院長は、月極保育の保育料については院内保育所を利用する月の、一時保育又は病児病後児保育の保育料に ついては院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由 により月極保育の保育料を院内保育所を利用する月の利用者の給与から控除することができない場合は、その 翌月の給与から控除することができる。
- 3 院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から保育料を控除することができなかったときは、院長が発 行する納入通知書により指定する日までに利用者が保育料を納付しなければならない。

(運営の委託)

第10条 院長は、院内保育所の運営の業務を適当と認める者に委託するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に行われた院内保育施設の利用に係る保育料及び材料代については、なお従前の例に よる。

(準備行為)

3 院内保育所の利用手続その他必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

別表 (第9条関係)

区分	単位	保育料の額
月極保育	1人1月につき	30,000円(2人以上の子を同時に利用させている場合にお
		ける2人目以降については、10,000円)
一時保育	1人1回につき	1,500円
病児病後児保育(通常保育を		
受けている子を保育する場合		
を除く。)		

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の960
 - (2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の932

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

ア略

イ 医療職給料表(2)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の960
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の932

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978
 - (2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の949

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

ア略

イ 医療職給料表(2)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分</u>の978
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の960
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の932
- 別表第2の2 特定任期付職員給料表(第3条関係)

略

備考 この表に定める給料月額に1,000分の960を乗 じて得た額(その額に500円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の 端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる ものとする。)を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同 表に定める給料月額に1,000分の960を乗じて得た 額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた ときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

ウ 医療職給料表(3)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

別表第2の2 特定任期付職員給料表(第3条関係)

略

備考 この表に定める給料月額に1,000分の978を乗 じて得た額(その額に500円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の 端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる ものとする。)を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同 表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た 額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた ときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8(第7条関係)

√◇本/ ≠	脱数の知	区分	管理職手当月額	
給料表 	職務の級		再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	87,600円	74, 400円
	7級	2種	82,500円	67,900円
		3種	66,000円	54,300円
	6級	3種	62,000円	47,900円
医療職給料表(1)	4級	1種	135, 500円	114,000円
		2種	108, 300円	91,200円
		3種	86,700円	73,000円
	3級	2種	101, 200円	76, 900円

İ	I			
		3種	80,900円	61,500円
医療職給料表(2)	7級	2種	81,600円	69, 500円
		3種	65, 300円	55,600円
	6級	3種	62,000円	49, 100円
		4種	54, 200円	43,000円
医療職給料表(3)	7級	2種	82, 300円	70,600円
		3種	65, 900円	56,600円
	6級	3種	64,600円	49,600円
		4種	56,600円	43,400円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成24年鳥取県病院局管理規程第 3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる相完を同表の改正後の欄に掲げる相完に 下線で示すように改正する

1人 0 7 3人 0 7 1人 11 10 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	関に1477 JAMEに、 IMR C ハッチ カノに以上 ッ つ。	
改 正 後	改 正 前	
附則	附則	
(施行期日)	(施行期日)	
1 略	1 略	

(経過措置等)

- 2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級 2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級 及び号給が2級74号給から125号給までであるもの (以下「特定職員」という。) 並びに同表以外の各 給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適 用を受ける職員を除く。) でその職務の級及び号給 が特定職員に対応するものとして管理者が定めるも のに対する第1条の規定による改正後の鳥取県病院 局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規 程」という。) 別表第1から別表第3までの規定の 適用については、平成27年3月31日までの間、新給 与規程別表第1から別表第3までの備考の規定中 「1,000分の960」とあるのは、「1,000分の968」と する。
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職 員のうち施行日の前日において第3条の規定による 改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程 の一部を改正する規程(以下「旧平成18年改正規 程」という。) 附則第7条の規定の適用を受けてい た職員であって、その者の受ける給料月額が同日に おいて受けていた給料の月額から1万円を控除した 額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職 員」という。) 並びに同表以外の各給料表の適用を 受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職

(経過措置等)

- 及び号給が2級74号給から125号給までであるもの (以下「特定職員」という。) 並びに同表以外の各 給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適 用を受ける職員を除く。) でその職務の級及び号給 が特定職員に対応するものとして管理者が定めるも のに対する第1条の規定による改正後の鳥取県病院 局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規 程」という。) 別表第1から別表第3までの規定の 適用については、平成27年3月31日までの間、新給 与規程別表第1から別表第3までの備考の規定中 「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」と する。
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職 員のうち施行日の前日において第3条の規定による 改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程 の一部を改正する規程(以下「旧平成18年改正規 程」という。) 附則第7条の規定の適用を受けてい た職員であって、その者の受ける給料月額が同日に おいて受けていた給料の月額から1万円を控除した 額(行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職 員」という。) 並びに同表以外の各給料表の適用を 受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職

員に対応するものとして管理者が定めるものにあっ ては、当該職員が同日において受けていた給料の月 額を勘案して管理者が定める額) に1,000分の982を 乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたと きはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が 生じたときはこれを100円に切り上げた額とす <u>る。)</u>に達しないものには、平成25年3月31日まで の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給 料として支給する。

員に対応するものとして管理者が定めるものにあっ ては、当該職員が同日において受けていた給料の月 額を勘案して管理者が定める額)に達しないことと なるものには、平成25年3月31日までの間、給料月 額のほか、その差額に相当する額を給料として支給 する。

 $4 \sim 7$ 略

 $4 \sim 7$ 略

附則